

検査

歯周病検査（1口腔単位）（1月以内の検査2回目以降は50/100の算定）

| | 1～9歯 | 10～19歯 | 20歯以上 |
|------------------------|---------------------------|--------|-------|
| 歯周基本検査 （乳歯は歯数に含まない） | 50 | 110 | 200 |
| 歯周精密検査 （乳歯は歯数に含まない） | 100 | 220 | 400 |
| 混合歯列期歯周病検査 | 80（プラークの付着状況及びプロービング時の出血） | | |

- 口腔細菌定量検査1(月2回)…130 2回目以降(1月以内)…65
- 口腔細菌定量検査2（3月に1回）……………65
- 歯周病部分的再評価検査（歯周外科手術後1歯1回に限り）…15
- 歯冠補綴時色調採得検査……………10

- 電氣的根管長測定検査（EMR）（1根管目）……………30
- 2根管目から1根管につき……………+15
- 細菌簡易培養検査（S培）（1歯1回につき）……………60
- 顎運動関連検査（1装置につき）……………380
- {下顎運動路描記法（MMG）、ゴシックアーチ描記法（GoA）
パントグラフ描記法（Ptg）、チェックバイト検査（ChB）} の場合

- 咀嚼能力検査1…140
 - 咬合圧検査1……………130
 - 咀嚼能力検査2…140
 - 咬合圧検査2……………130
 - 舌圧検査（3月に1回）……………140
- { 3月に1回、
口腔機能低下を来している患者 }
 { 顎変形症手術前1回、
手術後6月に1回 }

- 有床義歯咀嚼機能検査1（1回につき）
- 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560
- 咀嚼能力測定のみを行う場合……………140
- 有床義歯咀嚼機能検査2（1回につき）
- 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550
- 咬合圧測定のみを行う場合……………130
- 精密触覚機能検査（月1回）……………460
- 小児口唇閉鎖力検査（3月に1回）……………100
- 睡眠時歯科筋電図検査（一連につき）……………580